

地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令案に関する
意見募集の結果について

令和 8 年 10 月 16 日

厚生労働省政策統括官付医療情報連携担当参事官室

地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令案について、令和 8 年 8 月 28 日（金）から同年 9 月 26 日（土）まで御意見を募集したところ、14 件の御意見をいただきました。

お寄せいただいた御意見の要旨とそれに対する考え方について、内容により分類し、以下のとおり取りまとめましたので、公表いたします。

皆様の御協力に深く御礼申し上げますとともに、今後とも厚生労働行政の推進に御協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

No.	案に対する御意見の要旨	御意見に対する厚生労働省の考え方
1	健診情報の提供又は閲覧に当たっては、本人に対する十分な説明と明確な同意取得を行うべきであり、本人がどの情報が誰にどのような目的で提供されるのかを理解した上で意思決定できるようにするとともに、同意しなかった場合の取扱いや同意撤回の方法を明確にすべきである。また、認知能力が低い者やコミュニケーションが困難な者については、本人の介護者や施設関係者等の信頼できる者への説明や同意取得についても配慮すべきである。	健診情報を含む電子カルテ情報共有サービスを介して提供される情報については、引き続き国民・患者向けの広報等を通じて丁寧に発信してまいります。 その上で、医療保険者等への健診情報の提供及び医療保険者等による閲覧については、令和 8 年 6 月 26 日の第 33 回健康・医療・介護情報利活用検討会 医療等情報利活用ワーキンググループ資料 2 にお示ししているとおり、電子カルテ情報共有サービスの対象となる全ての健診に関する情報について、健診実施医療機関で同意を取得することを想定しており、同意が得られなかった場合には、医療保険者等は当該情報を取得・閲覧することはできず、同意を撤

		回する場合には、当該健診実施医療機関に申し出ることを想定しています。また、他の医療機関等による取得・閲覧においては、当該他の医療機関等の受診時において、別途顔認証付きカードリーダー等で同意を取得することを想定しています。 同意取得については、「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」において、「個人情報の取扱いに関して同意したことによって生ずる結果について、未成年者、成年被後見人、被保佐人及び被補助人が判断できる能力を有していないなどの場合は、親権者や法定代理人等から同意を得る必要がある」とされていること等を踏まえ、適切に運用してまいります。
2	健診情報は健康状態や検査結果等を含む機微性の高い個人情報であることから、個人情報保護を徹底するとともに、不正アクセスやランサムウェア等による情報漏えいへの対策を強化すべきである。また、一度共有又は漏えいした情報は取り戻すことが困難であることを踏まえ、侵入防止だけでなく、仮に侵害が発生した場合であっても取得された情報を第三者が完全な形で利用できないようにするなど、被害最小化の観点を取り入れた多層的なセキュリティ対策を講じるべきである。さらに、本人がアクセス履歴を確認できる仕組みや、訂正、利用停止、提供停止等を求めることができる仕組みを整備すべきである。	健診情報に限らず、医療情報を取扱うに当たっては、「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン第7.0版」等を踏まえて対応いただく必要があり、これらを踏まえて適切に運用してまいります。 なお、DX審査支払機構においては、情報の漏えい等の防止などの安全対策を講じることを法律上義務づけており、また、サイバー攻撃による情報漏えいを防ぐため、電子カルテ情報共有サービスやオンライン資格確認等システム等の医療DX基盤については、通常のインターネット接続よりも安全性の高い閉域ネットワーク等を使用するなどの対応を行っています。

		また、すでにオンライン資格確認等システムの基盤を基に共有される情報については、マイナポータル上でどの医療機関等に情報が提供されたか管理が可能となっており、個人データの「訂正等」及び「利用停止等」については、個人情報保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）第 34 条及び第 35 条に規定されており、これらを踏まえて適切に運用してまいります。
3	医療保険者等による健診情報の閲覧及び利用については、対象となる健診情報の範囲、共有される情報項目、利用目的、閲覧可能な者及び閲覧期間を明確にすべきである。また、本人の知らないところで共有又は利用の範囲が拡大することのないよう、保険者に提供する情報は必要最小限とし、資格喪失後の取扱いや目的外利用の防止について明確なルールを設けるべきである。さらに、法令上認められた閲覧権限や利用条件とシステム上のアクセス制御を一致させ、権限を満たさない場合には閲覧又は取得ができない仕組みとすべきである。	電子カルテ情報共有サービスで取扱う健診情報については、厚生労働省のHPにおける「電子カルテ情報共有サービス向け健診マスタ」でお示ししているとおりであり、医療保険者等による健診情報の閲覧及び利用については、医療保険者等が被保険者等に対して実施する保健事業等の範囲で利用されるものとなります。なお、個人情報の保護に関する法律第 17 条において、「個人情報取扱事業者は、個人情報を取り扱うに当たっては、その利用の目的をできる限り特定しなければならない」とされています。 医療保険者等による健診情報の閲覧及び利用については、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（平成元年法律第 64 号）第 12 条の 3 の規定に基づくものであり、当該閲覧及び利用に係るシステムについても、法令の規定を踏まえて構築しています
4	医療機関や薬局における閲覧権限については、職種や利用目的等に応じた必要最小限の範囲とすべきである。また、	医療情報システムの利用者の権限設定については、「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン第 7.0 版」において、「医療機関等の人事で定めた権限規程や、医療従

	誤登録や不適切な情報提供が生じないよう、適切な運用及び運用ルールの整備を行うべきである。	事者の資格などに応じて適切な権限を設定すること」とされていることを踏まえ、適切に運用してまいります。 また、電子カルテ情報共有サービスの運用については、全国的な運用に向けて、引き続き医療従事者向けの資材等で適切に周知してまいります。
5	制度の施行及び運用に当たっては、モデル事業等による誤登録、閲覧権限、事故対応等に関する検証結果や課題を十分踏まえるとともに、制度の必要性や期待される効果について十分な説明を行うべきである。健診実施医療機関において、健診がどの法令又は実施主体に基づくものか判断することが難しい場合があることから、対象となる健診の範囲や健診種別の判定方法を明確化し、判定誤りによる不適切な情報提供が生じない仕組みを整備するべきである。 また、全国共通の判定基準や運用ルールを整備するとともに、システムによる標準化や事務負担軽減を図るべきである。	電子カルテ情報共有サービスに係るモデル事業を全国10の地域で実施しており、全国的な運用に当たっては、このモデル事業も踏まえ、適切な運用が行われるよう、引き続き取り組んでまいります。

※上記のほか、7件の今回の意見募集に関係ない御意見をいただきました。